

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	9	担当課	水産課
法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	23 - 1	不利益処分の種類	指定法人の指定の取消	
沿岸漁場整備開発法 [昭和49年法律第49号 改正 昭和53年法律第87号 昭和58年法律第61号 昭和62年法律第87号]						
(指定の取消し)						
第二十三条 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。						
一 指定法人が解散したとき、その他指定法人が第十五条第一項第一号に規定する法人に該当しなくなったとき。						
二 指定法人が前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。						
三 指定法人が前条第二項の規定による命令に違反したとき。						
2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。						
沿岸漁場整備開発法の運用について [58水振第2486号昭和58年9月30日 水産庁長官通達]						
第3 放流効果実証事業						
4 指定の取消し等(法第23条)						
(1) 改善命令によっても改善されない場合、改善の方法がない事由等が生じた場合は、指定を取り消すことができる。 このような場合は、法第23条第1項各号に列記したとおりである。 なお、「その他指定法人が第15条第1項第1号に規定する法人に該当しなくなったとき」(法第23条第1項第1号)としては、定款又は寄附行為の変更により、当該指定法人が放流効果実証事業を実施することを目的とする法人でなくなった場合等が該当する。						
(2) 指定の取消しを行うに当たっては、指定法人に対し、あらかじめ弁明する機会を与えなければならない。(法第23条第2項)						